

平成26年度高齢者虐待の状況について

1 趣旨

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第25条の規定に基づき、平成26年度の状況を公表する。

2 集計の概要

○対象者 65歳以上の高齢者

○対象期間 平成26年4月～平成27年3月

○集計方法 養介護施設従事者等(*1)による虐待及び養護者(*2)による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

*1「養介護施設従事者等」介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

*2「養護者」高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

（1）養介護施設従事者等による虐待

虐待認定件数 3件（相談・通報届出件数 5件） [H25年度 3件（同 7件）]

養介護施設等の種別	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護
虐待を行った者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
虐待の種別	身体的虐待	心理的虐待	心理的虐待
虐待に対する市町村の対応	再発防止に向けて必要な措置（改善計画の提出等）を講じるよう指導	再発防止に向けて必要な措置（改善計画の提出等）を講じるよう指導	再発防止に向けて必要な措置（改善計画の提出等）を講じるよう指導

（2）養護者による虐待

①件数 101件（相談・通報届出件数 175件） [H25年度 124件（同 203件）]

虐待を受けた高齢者の性別は、女性が78.5%、男性が21.5%で、年齢は、80歳以上が63.5%を占めた。虐待をした者は、息子が最も多く、夫、息子の配偶者、娘の順であった。虐待の種別は、身体的虐待が最も多く、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待の順であった。

②市町村の対応

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に向けた取組が行われた。

4 県の取組

虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を構築するため、以下の取組を行っている。

- (1) 養介護施設従事者等を対象にした高齢者虐待防止に係る研修の実施
- (2) 専門職（弁護士、社会福祉士）と市町村・地域包括支援センター職員との合同事例検討会等の実施
- (3) 認知症高齢者の介護に関する専門的知識や技術の習得を目的とした研修の実施
- (4) 介護保険施設等に対する実地指導の実施

5 全国の状況

全国における平成26年度高齢者虐待の状況については、本日付けで厚生労働省から公表される予定である。